

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年6月27日

【会社名】 株式会社中山製鋼所

【英訳名】 Nakayama Steel Works, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 内藤 伸彦

【本店の所在の場所】 大阪市大正区船町一丁目1番66号

【電話番号】 (06) 6555-3111 (代表)

【事務連絡者氏名】 参与 企画部長 兼 IR広報室長 森岡 由喜夫

【最寄りの連絡場所】 大阪市大正区船町一丁目1番66号

【電話番号】 (06) 6555-3027

【事務連絡者氏名】 参与 企画部長 兼 IR広報室長 森岡 由喜夫

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社中山製鋼所 東京営業部
(東京都中央区日本橋二丁目16番11号 日本橋セントラルスクエア
5階)

1【提出理由】

2025年6月26日開催の当社第131回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2025年6月26日

(2) 決議事項の内容

< 会社提案 (第1号議案から第4号議案まで) >

第1号議案 剰余金の処分の件

配当財産の種類

金銭

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金22円、 総額 1,191,856,644円

剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

定款の事業目的に「介護保険法に基づく地域密着型サービス事業」及び「介護保険法に基づく第1号事業」を追加するとともに、これに伴う号数の変更を行う。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、箱守一昭、内藤伸彦、森川昌浩、柴原善信、阪口光昭、大穂勝也、中務正裕、村上早百合の8氏を選任する。

第4号議案 補欠監査等委員である取締役1名選任の件

補欠監査等委員である取締役として、高橋和人氏を選任する。

< 株主提案 (第5号議案から第8号議案まで) >

第5号議案 剰余金処分の件

第6号議案 自己株式取得の件

第7号議案 定款一部変更（自己株式の消却）の件

第8号議案 自己株式の消却の件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示にかかる議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

< 会社提案 (第1号議案から第4号議案まで) >

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	賛成率 (%)	可決要件	決議結果
第1号議案	362,774	19,299	0	94.85%	(注)1	可決
第2号議案	364,486	17,499	0	95.30%	(注)2	可決
第3号議案						
箱守 一昭	354,854	27,219	0	92.78%	(注)3	可決
内藤 伸彦	363,548	18,525	0	95.05%		
森川 昌浩	363,805	18,268	0	95.12%		
柴原 善信	364,060	18,013	0	95.19%		
阪口 光昭	364,068	18,005	0	95.19%		
大穂 勝也	364,047	18,026	0	95.18%		
中務 正裕	363,677	18,396	0	95.09%		
村上 早百合	363,807	18,266	0	95.12%		
第4号議案						
高橋 和人	354,773	27,305	0	92.76%	(注)3	可決

< 株主提案 (第5号議案から第8号議案まで) >

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	賛成率 (%)	可決要件	決議結果
第5号議案	50,148	331,784	1	13.11%	(注)1	否決
第6号議案	45,287	336,645	1	11.84%	(注)1	否決
第7号議案	52,393	329,539	1	13.70%	(注)2	否決
第8号議案	-	-	-	-	-	-

- 注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
 4. 賛成率の分母となる出席株主の議決権数は、事前行使分と当日出席株主が有するすべての議決権を合計したものです。
 5. 第8号議案は、第6号議案及び第7号議案が否決され採決の必要がなくなったため、議決権数の集計をしておりません。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以 上